

東京都労働相談情報センター八王子事務所からのお知らせ

《平成27年度新規》

「東京都非正規労働者処遇改善促進助成金」のご案内

～非正規労働者の処遇改善に取り組む中小企業等の皆様を応援します！～

東京都では、パート、契約社員などの非正規労働者を雇用する中小企業等が、非正規労働者の処遇、教育・研修、福利厚生に係る制度を整備した場合に、助成金を支給します。

◆ 助成要件

中小企業等が、雇用する非正規労働者のために次の①から⑤に掲げる取組をすべて実施した場合に助成金を支給します。

【取組事業】

- ① 雇用環境整備に係るニーズ調査
- ② 処遇制度の整備
- ③ 教育・研修制度の整備
- ④ 福利厚生制度の整備
- ⑤ 取組結果の社内周知

※ニーズ調査に基づき、就業規則等の明文化（労働基準監督署への届出は必須）

◆ 対象事業者

常時雇用する労働者が300人以下の都内に本社を置く中小企業等
※非正規労働者を1名以上、かつ6か月以上継続して雇用しているなど、その他にも要件があります。

◆ 助成額

40万円（定額）

◆ 事業実施期間

交付決定を受けた日以降に上記助成事業に着手し、平成28年3月31日までに事業終了してください。

◆ **申請の方法**

申請日を申請受付場所に電話予約したうえで、申請書類を持参してください。

◆ **申請回数**

助成金の申請は、1回限りです。

※平成27年4月1日以降、本助成金の助成事業に係る内容について、次に掲げる事業により支援を受けている場合、受ける予定がある場合または受けた場合、本助成金を受給することはできません。

- ①東京都非正規労働者雇用環境整備支援事業（トライ・レベルアップ支援事業）
- ②東京都中小企業ワークライフバランス推進専門家派遣
- ③東京都中小企業ワークライフバランス推進助成金

◆ **申請期間**

平成27年12月16日（水）まで

※予算の範囲を超えた場合は、申請期間内でも受付を終了します。

■ **申請・問い合わせ先** ■

東京都労働相談情報センター八王子事務所

電話 042-645-7450

※企業等の所在地に応じて都内6カ所の事務所で受付しています。

詳しくは、

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/equal/hiseiki/josei/index.html> を
ご覧ください。